第４回災害廃棄物協議会（中国ブロック）　議事録

日　時　平成27年7月7日(火)　13：30～15：30
場　所　岡山国際交流センター　２階　国際会議場
議　事
（１）災害廃棄物に関する国の施策方針
（２）本年度の調査事項

１　開会

中国四国地方環境事務所高松事務所足立所長より開会の挨拶が行われた。
事務局より資料確認が行われた。

２　協議会構成員紹介と副座長の選出

事務局より，本協議会の構成員について，昨年度と基本的な構成には変更がないという説明が行われた。

また，事務局より，座長を補佐する副座長について，国立環境研究所の高田先生にお願いするという提案があり，全員，異議なしであった。

【座長あいさつ】

（川本座長）

今は岡山大学に所属しているが，それまでは国立環境研究所にいた。現在，廃棄物の焼却処理などの研究をしている。昨年度に引き続き協議会を開催するが，今年度はいっそう皆様の主体的な関わりが増える。全員参加型で先頭を走っていきたいと思う。よろしくお願いしたい。

【副座長あいさつ】

（高田副座長）

元々は神戸市の職員をしていた。阪神淡路大震災の時は環境局に在籍しており，その際の経験を活かし，東日本大震災の後，国立環境研究所に転職した。研究職と行政職の体験を踏まえ，皆様と一緒に検討していきたいと思う。よろしくお願いしたい。

３　議事

（１）災害廃棄物に関する国の施策方針

議事の「（１）災害廃棄物に関する国の施策方針」について，環境省より資料１～４の説明が行われた。説明ののち，以下の通り意見交換がされた。

（川本座長）

何か質問はないでしょうか。

（広島市）

資料２の今回の政令改正による特例措置は，昨年発生した広島市の土砂災害についても適用になるのかお聞きしたい。また，要処理量WGについてお聞きしたい。これは，質問ではなく要望であるが，広島市の災害で問題だったのが処理量の把握であった。今後の災害廃棄物対策のため，各自治体に処理量把握の知見を示していただきたい。

（環境省）

改正法案の成立前であるので，当然特例の適用範囲外。なお，法律の公布から施行までの間に大規模災害が発生した場合には，災害対策基本法上の特例を適用し，改正法施行後に改正法上の特例も適用するといった整理を行った。

２点目についての要処理量WGについては地域ブロック協議会の場を通じてお示ししたい。

（宗委員）

法案案の概要説明資料の下段において，「（１）国・都道府県・市町村・民間事業者は～の役割を分担して責務を有する」とあるが，この市町村とは，被災した市町村だけを指すのか？

（環境省）

東日本大震災の教訓で，都道府県・市町村の広域処理の重要性を認識しているところであり，都道府県・市町村の役割・責務として，被災していない都道府県・市町村においては，災害廃棄物の受け入れをお願いしている。今後，各自治体での災害廃棄物処理計画や地域ブロック単位での行動計画策定においても，広域処理における役割・責務について検討していただきたい。

（藤原委員）

資料1-1で規模と適用措置との概念図があるが，事務委託の要請や国代行の判断は，災害廃棄物の量で決まっているのか？それとも，市町村の判断で決めてよいのか？

（環境省）

事務委託の要請や国代行の判断基準は定量的なものではない。災害廃棄物は市町村の事務であるので，まずは市町村単位で各々の処理能力を考慮した上で，必要に応じて広域処理の要請を判断していただく。なお，市町村の行政機能が損なわれた場合は，特段の要請がなくても都道府県や国がサポートしていく体制を構築する。

（藤原委員）

東日本大震災では，広域処理を必要とする市町村と必要としない市町村が同時に存在し，県としてもやりにくかったと考える。普段から，自治体間の連携は必要である。

この概念図では，東日本大震災クラスの規模では，一市町村で対応すべきように見える。

（環境省）

できるだけ一市町村で完結して欲しいが，現地対策本部からの情報も踏まえ，必要であれば国もサポートしたいと考えている。

（藤原委員）

そのあたりの連携は普段から図るべきと考えている。

（環境省）

今後の検討に反映していきたいと思う。

（藤原委員）

要処理量の把握について，環境省と自治体との間で，どのような情報をやり取りするのか。

（環境省）

災害発生直後の廃棄物発生量の推計については，まずは国が衛星写真や航空写真で概算量を出す。実際処理をする段階においては，自治体において実際の現場の状況から精度が高い推計を行う。これらの情報を共有し，被災自治体の処理実行計画に反映してほしい。

（高田副座長）

先ほどの広域処理の支援要請の判断基準についての回答について補足する。東京都に委託された大島町の災害廃棄物量は11万トン。広島市が処理する災害廃棄物量は58万トンであり，被災された自治体の規模に応じて，処理能力が変わってくるので，当然支援要請の判断基準は絶対量ではなく，自区内の処理能力によるもの。今後自治体が策定する処理計画には，自区内の処理施設の能力と推計される災害廃棄物の発生量の差から，各々の判断に関する項目を検討していただきたい。

（山口県）

資料２の「２ 改正内容（１）」の３つのポツや資料1-1の最後の図に関連して，山口県では，今年度廃棄物処理計画を改定する予定である。その計画の中の災害廃棄物の位置づけであるが，最小限の内容を盛り込み，大半は，県の地域防災計画の中に国の指針を踏まえた災害廃棄物処理計画について盛り込もうとしているが，それで良いか。

（環境省）

政省令では，災害廃棄物処理計画の中に定めることとしているが，既存の計画の中に位置づける形でも良いので，災害廃棄物処理計画を策定していただきたい。ただ，各自治体が策定した処理計画をホームページに掲載するなど，自由に閲覧（共有）できるようお願いしたい。

（高田副座長）

山口県の質問に対する環境省の回答はその通りであろうが，各自治体の地域防災計画を見て感じ

ることは，地域防災計画では主に災害発生後に対応するための計画として位置付けているため，平時の備えに関する項目が欠けている例もある。是非，災害廃棄物対策指針の趣旨にのっとって訓練等平常時の取組の視点を入れた上で，計画を策定していただきたい。

（２）本年度の調査事項

議事の「（２）本年度の調査事項」について，事務局より資料５～６の説明が行われた。説明ののち，以下の通り意見交換がされた。

（川本座長）

何か質問はないでしょうか。

（藤原委員）

今回，訓練という新しい取組によって，いろいろな知恵が得られると思う。

ただ，本ブロック協議会において，被災が大きい地域と大きくない地域があり，どちらが被災側でどちらが応援側かは予めおおよそ分かると思う。今回仮想的に，それぞれの県市が被災自治体や応援自治体などの役割を担うという予定にされているが，平時より自治体間の協力体制をしっかり議論することがこのブロック協議会のテーマである。訓練のシミュレーション等の議論はどういう形でされるのか。

（事務局）

もっともな意見である。ただ，わが国において，災害廃棄物処理の訓練を行うのはおそらく初めてであり，いきなり精緻な条件で実施することは難しい。まずは訓練を実施してみることが重要である。訓練を通して計画のPDCAのサイクルを回し，シミュレーションの精度を上げていきたい。

他ブロックでは別のテーマを重点課題としており，今後他ブロックの情報を集めて，本ブロックの検討にも反映したいと考えているが，今年度について，本ブロックでは訓練を中心に取り組みたい。まずは基本的な訓練の方法を身につけることを第一段階としてやりたい。中国では水害，四国では南海トラフを想定した津波災害を想定しており，次の段階で組み合わせていきたいと考えている。

（藤原委員）

今回，訓練をゼロから立ち上げるので，様々なノウハウを習得し，さらに発展させていくものと理解した。

（広島県）

訓練の想定がまだ不明であるが，例えば放置車両の撤去なども含まれるのか？今年度策定する予定の災害廃棄物処理計画は東日本大震災の教訓を踏まえ，南海トラフ巨大地震を想定したものとなると思うが，今回の訓練では主に水害を意識したものであり，処理計画と訓練の内容がマッチングするのか疑問である。

（事務局）

訓練のシナリオの詳細はこれから検討するが，シナリオにどこまでの被害想定を盛り込むのかということについては，広島県の意見を参考にしていきたい。

（鳥取県産業廃棄物協会）

本協議会は自治体の方が多いが，最も大事なことは何かを考えることが重要である。

民間を代表して意見させていただく。広島災害では，災害廃棄物は一般廃棄物として処理されるため，産廃業界の参画の機会があまりなかった。今回の法改正では，産廃施設の処理機会を与えて頂いた。訓練も大事だが，官・民の災害協定を締結させていただくことも重要であると考える。事前の災害協定により，県の要請を受け産廃施設で災害廃棄物の処理を引き受けることができ，迅速な復興へ繋がると考える。

鳥取県産業廃棄物協会では，３市と協定を締結しており，今年度中に県内の全市町村と締結する予定である。これは全国で初めてと思う。

（事務局）

私自身も東日本大震災の対応を経験し，計画・訓練の必要性を認識している。訓練を通して，各自治体に足りない要素を計画に反映し，環境省としても支援の自由度を上げていきたいと考えている。災害協定を検討する前に，まずは各自治体の災害対応の状況をしっかり把握するために計画策定，訓練を実施する必要があると考える。

（環境省）

先ほどのお話と，越生委員のご意見はごもっともであり，民間事業者の果たす役割は大きいと考える。そこで，産廃業者，建設業者と行政との災害協力協定の事前の締結が必要と考える。この協力協定が災害時に有効に機能するか検証するためにも，民間事業者に訓練に参画していただきたいと考える。

４　その他

事務局より，今後のスケジュールについての説明が行われた。

５　閉会

以　上